

自己資本の状況（単体）

自己資本比率とは、リスクのある資産に対して自己資本がどれくらいあるかを示す指標です。

2013年度からは新自己資本比率規制（新BIS規制、通称 パーゼルⅢ）による自己資本比率算出の精緻化を求められており、本開示についても新BIS規制に従った開示内容となっております。

なお、定性的な開示事項については、単体・連結を併せて記載しております。

新BIS規制に基づく自己資本比率は、下記ようになります。

新BIS規制による当金庫の自己資本比率は

13.29% と国内基準の4%を大きく上回っております。

※自己資本比率の算出にあたって、当金庫は標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率

（単位：百万円）

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	32,455	32,986
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,684	1,683
うち、利益剰余金の額	30,855	31,353
うち、外部流出予定額 (△)	84	50
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	263	483
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	263	483
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,718	33,469
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	244	210
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	244	210
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	562	652
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	807	862
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	31,911	32,607
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	228,975	236,105
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,149	9,146
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	239,124	245,251
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.34%	13.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の状況（単体）

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実の状況等について

(1)自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されています。2025年3月期の自己資本額の内容は、当金庫が積み立てている積立金や地域のお客さまからお預りしている出資金等が該当します。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られており、繰延税金資産につきましても、自己資本に占める割合も5.88%と少なく、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえた上で策定されております。

当金庫の自己資本の充実の状況等（単体）

（単位：百万円）

	2023年度 単体		2024年度 単体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	228,975	9,159	236,105	9,444
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	218,785	8,751	227,217	9,088
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,930	117	2,961	118
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,364	1,534	41,682	1,667
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	4,072	162
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	73,582	2,943	53,708	2,148
中小企業等向け及び個人向け	38,624	1,544	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	18,147	725
トランザクター向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	5,118	204	—	—
不動産取得等事業向け	36,227	1,449	—	—
不動産関連向け	—	—	80,908	3,236
自己居住用不動産等向け	—	—	21,099	843
賃貸用不動産向け	—	—	35,913	1,436
事業用不動産関連向け	—	—	23,166	926
その他不動産関連向け	—	—	728	29
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	4,215	168
三月以上延滞等	281	11	—	—
延滞等向け	—	—	2,455	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	226	9
取立未済手形	57	2	58	2
信用保証協会等による保証付	6,852	274	4,898	195
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,191	207	—	—
出資等のエクスポージャー	5,191	207	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	5,996	239
上記以外	11,493	459	11,956	478
・重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
・他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
・信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に関するエクスポージャー	2,791	111	2,791	111
・特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	299	11	466	18
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・上記以外のエクスポージャー	8,403	336	8,698	347
②証券化エクスポージャー	30	1	14	0
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	30	1	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	14	0
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,159	406	8,874	354
ルック・スルー方式	10,159	406	8,874	354
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,149	405	9,146	365
BI	—	—	6,097	—
BIC	—	—	731	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	239,124	9,564	245,251	9,810

自己資本の状況（単体）

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

これらリスクに関しましては、部会又はリスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

自己資本の状況（単体）

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクを言います。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫は適切な自己査定を実施しており、信用リスクの計量化を実施しております。信用リスク管理の状況については、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程に基づき、信用リスク管理部やリスク管理委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金に関する規程・事務要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）（単体）

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	2023年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（単体）					三月以上延滞 エクスポージャー 2023年度 単体	2024年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（単体）					延滞 エクスポージャー 2024年度 単体
	主な種類の内訳						主な種類の内訳					
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ			
国 内	591,885	272,935	96,677	0	410	606,982	275,314	110,993	0	3,612		
国 外	10,640	—	10,640	—	—	8,835	—	8,800	—	—		
地域別合計	602,525	272,935	107,317	0	410	615,818	275,314	119,793	0	3,612		
製造業	40,016	18,904	20,527	—	2	40,094	16,945	22,390	—	1,481		
農業	4	4	—	—	—	5	5	—	—	—		
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	202	202	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	33,529	30,433	3,095	—	85	34,512	30,916	3,596	—	163		
電気・ガス・熱供給・水道業	7,577	76	7,500	—	—	8,660	60	8,600	—	—		
情報通信業	2,466	1,033	1,400	—	—	1,785	872	800	—	—		
運輸業、郵便業	11,283	5,170	5,989	—	—	12,167	4,879	7,091	—	89		
卸売業、小売業	33,080	29,645	3,290	—	95	33,101	29,322	3,591	—	598		
金融業、保険業	203,346	16,575	13,714	—	—	220,468	18,709	14,480	—	—		
不動産業	62,789	58,536	2,003	—	62	68,514	63,958	2,236	—	255		
物品賃貸業	2,559	2,359	200	—	—	2,672	2,472	200	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	1,725	1,725	—	—	—	2,014	2,014	—	—	3		
宿泊業	900	900	—	—	—	901	901	—	—	245		
飲食業	6,491	6,491	—	—	15	6,086	6,086	—	—	55		
生活関連サービス業、娯楽業	9,558	8,405	498	—	—	9,186	8,046	501	—	110		
教育、学習支援業	797	797	—	—	—	709	709	—	—	—		
医療、福祉	5,009	5,009	—	—	—	4,654	4,654	—	—	227		
その他のサービス	9,798	9,798	—	—	27	11,016	11,016	—	—	135		
国・地方公共団体等	94,503	11,831	49,096	—	—	81,903	11,240	56,304	—	—		
個人	40,604	40,604	—	—	91	39,041	39,041	—	—	247		
その他	36,480	24,628	—	—	29	38,118	23,258	—	—	—		
業種別合計	602,525	272,935	107,317	—	410	615,818	275,314	119,793	—	3,612		
1年以下	78,275	31,589	9,674	—	—	80,870	30,273	10,142	—	—		
1年超3年以下	122,319	39,383	15,934	—	—	97,004	25,434	9,569	—	—		
3年超5年以下	44,694	27,725	10,969	—	—	101,584	56,578	23,005	—	—		
5年超7年以下	70,053	37,165	9,888	—	—	47,420	26,978	9,199	—	—		
7年超	220,269	114,242	60,849	—	—	236,779	113,797	67,876	—	—		
期間の定めのないもの	66,912	22,830	—	—	—	52,159	22,252	—	—	—		
残存期間別合計	602,525	272,935	107,317	—	—	615,818	275,314	119,793	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託・金銭の信託等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準業分類に準じて記載しております。

自己資本の状況（単体）

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	225	37	—	—	262
	2024年度	263	220	—	—	483
個別貸倒引当金	2023年度	2,323	365	162	181	2,344
	2024年度	2,344	249	96	244	2,254
合計	2023年度	2,548	403	162	181	2,607
	2024年度	2,607	470	96	244	2,737

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
					2023年度	2024年度	2023年度	2024年度				
製造業	244	324	80	47	—	—	1	1	324	370	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	787	711	87	—	144	14	19	15	711	680	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	0	—	—	—	0	0	—	0	—	—	—
卸売業、小売業	370	520	173	41	18	—	5	209	520	352	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	664	590	18	3	—	80	91	12	590	501	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	0	6	6	—	—	—	0	0	6	6	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	0	—	—	—	—	0	2	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	199	136	—	—	—	—	62	4	136	132	—	—
その他のサービス	45	45	—	157	—	—	0	0	45	202	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	7	6	—	—	—	—	0	0	6	6	—	—
合計	2,323	2,344	365	249	162	96	181	244	2,344	2,254	—	—

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の状況（単体）

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	告示で定めるリスク・ウェイト (%)	2024年度					リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D		
1. 現金	0	3,884		3,884			
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	24,614		24,614			
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	100		100			
4. 国際決済銀行等向け	0						
5. 我が国の地方公共団体向け	0	27,131		27,131			
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
7. 国際開発銀行向け	0~150						
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	283		283			
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	29,772		29,772		2,961	10%
10. 地方三公社向け	20						
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	207,230		207,230		41,682	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	19,810		19,810		4,072	21%
12. カバード・ボンド向け	10~100						
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	98,322	195	93,596	169	53,708	57%
（うち特定貸付債権向け）	20~150	284		284		142	50%
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	24,195	21,952	20,844	21,952	18,147	42%
（うちトランザクター向け）	45						
15. 不動産関連向け	20~150	98,893	138	97,826	138	80,908	83%
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	39,050	8	38,914	8	21,099	54%
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	37,048	116	36,704	116	35,913	98%
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	21,554		21,001		23,166	110%
（うちその他不動産関連向け）	60	1,239	13	1,206	13	728	60%
（うちADC向け）	100~150						
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	150	4,215		4,215		4,215	100%
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	1,634	132	1,608	132	2,455	141%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	226	2	226	0	226	100%
19. 取立未済手形	20	293		293		58	20%
20. 信用保証協会等による保証付	0~10	58,538		58,538		4,898	8%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22. 株式等	250~400	5,996		5,996		5,996	100%
23. 上記以外	100~1250	11,676		11,676		11,956	102%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400						
（うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー）	100~250	2,791		2,791		2,791	100%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	186		186		466	250%
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準金庫に限る。））	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準金庫に限る。））	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,698		8,698		8,698	100%
24. 証券化	-	80		80		14	
（うちSTC要件適用分）	-						
（うち短期STC要件適用分）	-						
（うち不良債権証券化適用分）	-						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	80		80		14	
25. 再証券化	-						
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	19,448		19,448		8,874	
27. 未決済取引	-						
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-						
合計（信用リスク・アセットの額）	-					236,105	

（注）1. 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目等について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2. 本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3. 本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4. 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてSA-CCR又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「CCF・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され信用リスク・アセット

自己資本の状況（単体）

の額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

5. 「CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目」の金額には、CCF（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乘じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与種の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
6. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）
7. ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
8. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）
9. 項目1～26には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成25年金融庁告示第6号）附則第12条第6項の規定に係る額に限る。
10. 「11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
11. 「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14. 中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
12. 「17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
13. 「20. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
14. 「21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
15. 「23. 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第21号）において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
16. 「24. 証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「短期STC要件適用分」は適格短期STC要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「STC・不良債権証券化適用対象外分」は適格STC、適格短期STC、及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
17. 「26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。
「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。
また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの額の内訳を以下に記載すること。なお、当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

計算方式	2024年度	2024年度
	信用リスク削減効果適用前 エクスポージャーの額	信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	19,448	8,874
マンドート方式		
蓋然性方式（250%）		
蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

18. 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：（用いない=0、簡便手法=1、包括的手法=2）
19. 「28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成25年金融庁告示第6号）附則第12条第6項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を負の値（マイナス）で記載する。
20. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況（単体）

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
1. 現金	3,884															
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,614															
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	100															
4. 国際決済銀行等向け																
5. 我が国の地方公共団体向け	27,131															
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																
7. 国際開発銀行向け																
8. 地方公共団体金融機構向け	283															
9. 我が国の政府関係機関向け	153	29,618														
10. 地方三公社向け																
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				184,529		1,900										
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)				17,710		1,100										
12. カバード・ボンド向け																
13. 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)				30,694					162				23,044			
(うち特定貸付債権向け)													284			
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け		21,886														
(うちトランザクター向け)																
15. 不動産関連向け				2,875	1,956	6,336	12	308		2,982		1,115	4,174	84	1,938	
(うち自己居住用不動産等向け)				2,875	1,956	5,271	12		2,969			4,174				
(うち賃貸用不動産向け)						1,064		308			1,115		84	732		
(うち事業用不動産関連向け)																
(うちその他不動産関連向け)									13						1,206	
(うちADC向け)																
16. 劣後債権及びその他資本性証券等																
17. 延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)													53			
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
19. 取立未済手形				293												
20. 信用保証協会等による保証付		58,538														
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
22. 株式等																
合 計	56,168	110,043		218,392	1,956	8,236	12	308		3,145		1,115	27,272	84	1,938	

自己資本の状況（単体）

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
1. 現金																3,884
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け																24,614
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け																100
4. 国際決済銀行等向け																
5. 我が国の地方公共団体向け																27,131
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																
7. 国際開発銀行向け																
8. 地方公共団体金融機構向け																283
9. 我が国の政府関係機関向け																29,772
10. 地方三公社向け																
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け													1,000		19,801	207,230
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)												1,000				19,810
12. カバード・ボンド向け																
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		400		24,747			14,715									93,766
(うち特定貸付債権向け)																284
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け		20,659		66			185									42,796
(うちトランザクター向け)																
15. 不動産関連向け	22,237	5,601			429	133		25,884	18,650			3,243				97,965
(うち自己居住用不動産等向け)	21,467	196														38,923
(うち賃貸用不動産向け)		5,405				133		25,884				2,093				36,821
(うち事業用不動産関連向け)	770				429				18,650			1,149				21,001
(うちその他不動産関連向け)																1,219
(うちADC向け)																
16. 劣後債権及びその他資本性証券等												4,215				4,215
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							212					1,474				1,740
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							226									226
19. 取立未済手形																293
20. 信用保証協会等による保証付																58,538
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
22. 株式等													5,996			5,996
合計	22,237	26,661		24,814	429	133	15,340	25,884	18,650			9,934	5,996		19,801	598,558

- (注) 1. 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）欄の（ ）書は、標準的手法採用金融機関が使用するリスク・ウェイトである。
 2. 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 3. 「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 4. 本表の計数に含まれる「与信相当額」は、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額に係る金額とする。
 5. 本表に係る項目の定義については、「(付表1-a) 信用リスク・アセット残高内訳表（標準的手法採用金融機関用）」の注記の例に従うものとする。
 6. 項目1～22には、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。
 7. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況（単体）

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度単体	
	格付有り	格付無し
0%	100	90,388
2%	-	-
10%	600	90,568
20%	34,645	167,615
35%	-	14,717
50%	39,022	501
75%	-	54,671
100%	2,608	107,271
150%	-	105
200%	-	-
250%	-	119
1250%	-	-
合計	602,936	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイトの区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	393,100	21,934	10	414,920
2. 40%～70%	55,644	253	58	55,794
3. 75%	30,016			26,661
4. 80%				
5. 85%	28,001	99	73	24,814
6. 90%～100%	17,411	2	100	15,903
7. 105%～130%	45,199			44,535
8. 150%	9,963	132	100	9,934
9. 250%	5,996			5,996
10. 400%				
11. 1250%				
12. その他				
合計	585,333	22,421	11	598,558

- (注) 1. 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 2. 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 3. 本表には、「(付表1-a) 信用リスク・アセット残高内訳表 (標準的手法採用金融機関用)」の項番1. 「現金」から項番22. 「株式等」に対応する計数を記載すること。
 4. 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
 5. 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
 6. 「CCFの加重平均値 (%)」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
 7. 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分 (完全実施ベース) に応じた額を記載する。
 8. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況（単体）

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から融資案件の可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府系機関保証、民間保証会社等があります。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式等、保証として政府・地方公共団体、外国の政府等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体）

（単位：百万円）

ポートフォリオ	2023年度			2024年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,418	1,049	－	3,283	437	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に、派生商品取引を行っており、その他、有価証券投資として投資信託においても派生商品取引を行っております。具体的な派生商品取引は、先物為替予約取引です。

信用リスクへの対応として、お客さまとの取引引きについては、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体）

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	－	－
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計	－	－	－	－
（i）外国為替関連取引	－	－	－	－
（ii）金利関連取引	－	－	－	－
（iii）金関連取引	－	－	－	－
（iv）株式関連取引	－	－	－	－
（v）貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－
（vi）その他コモディティ関連取引	－	－	－	－
（vii）クレジット・デリバティブ	－	－	－	－
② 長期決済期間取引	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

自己資本の状況（単体）

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体）

（単位：百万円）

担保の種類別の額	2023年度	2024年度
信用	-	-

（単位：百万円）

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	-	-	-	-

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。また、取引引きにあたっては、有価証券投資の一環として当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

イ. オリジネーターの場合（単体）

① 原資産の合計額等

（単位：百万円）

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

② 原資産を構成するエクスポージャーに係る3ヵ月以上延滞及び、延滞エクスポージャーの額等

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
3ヵ月以上延滞及び、延滞エクスポージャーの額	-	-
当期の損失	-	-
(i) カードローン	-	-
当期の損失	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
当期の損失	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-
当期の損失	-	-

（注）2024年度は延滞エクスポージャーの額、2023年度は三月以上延滞エクスポージャーの額を記載しております。

③ 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
証券化取引を目的として保有している資産	-	-
(i) カードローン	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-

④ 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額	-	-
(i) カードローン	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-

自己資本の状況（単体）

- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません。
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
該当ありません。
- ⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無
該当ありません。
- ⑪証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（単体）

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
証券化エクスポージャーの額	161	80
（i）商業用不動産	—	—
（ii）居住用不動産	—	—
（iii）法人向けローン	—	—
（iv）個人向けローン	161	80

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
0%～15%未満	—	—	—	—
15%～50%未満	161	80	1	0
50%～100%未満	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
（i）商業用不動産	—	—	—	—
（ii）居住用不動産	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 「1250%」欄の（i）～（ii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

自己資本の状況（単体）

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、株価変動による評価損益の状況を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等を、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社等株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等に関するリスクの状況は財務諸表や運用報告書により、適切な管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

出資等エクスポージャーに関する事項（単体）

①貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,285	4,285	4,727	4,727
非 上 場 株 式 等	3,750	3,750	3,809	3,809
合 計	8,036	8,036	8,537	8,537

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等の所謂ファンドについては、上記記載から除いております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	456	314
売 却 損	25	3
償 却	9	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	△2	△346

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

自己資本の状況（単体）

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,297	19,448
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。また、そのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book※）について当金庫は、月次で評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

(2) 金利リスクの算定手法の概要

I 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関しては考慮しておりません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提について、当庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関して、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- ・ Δ EVE及び Δ NII算出にあたって、内部モデルは使用しておりません。
- ・当期末の重要性テストの結果は、基準値である監督上の基準値20%に対し上回る水準となっておりますが、自己資本比率は国内のみで営業する金融機関に必要とされる4%を大幅に上回っており、経営の安全性、健全性は充分保っております。

II 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例に基づく金利変動としています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
当庫ではリスク資本配賦にあたって、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	13,777	15,676	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	5
3	スティープ化	10,938	12,155		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	850	1,177		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	13,777	15,676	0	5
		ホ		ヘ	
		2023年度		2024年度	
8	自己資本の額	31,911		32,607	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。